

★ News 消費税率 8% から 10% へ引き上げ・10月1日から

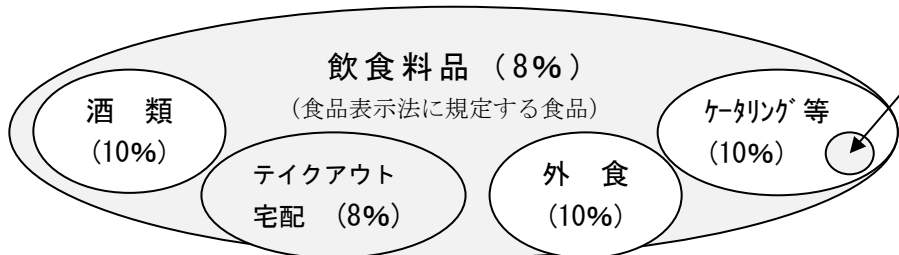
2019年(令和1年)10月1日から、消費税率が8%から10%に引き上げられ、同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

相手方の注文に応じて指定された場所で調理・給仕を行うもの

■ 軽減税率(8%)の対象品目

1. 飲食料品(食品表示法に規定する食品) ※ 酒類・外食・ケータリングは軽減税率対象外。
2. 新聞(政治・経済・社会・文化等社会的真実を掲載し、週2回以上発行。定期購読契約のもの)

【軽減税率(8%)の対象となる飲食料品の範囲】



・ケータリングは標準課税10%ですが、有料老人ホーム等で行う食事の提供は、軽減税率8%

■ 軽減税率制度への対応・事前準備

⇨ 全ての事業者の方は確認を!!

<複数税率となるため、標準税率10%と、飲食料品に係る軽減税率8%について>

- ※ レジや受発注システム・会計システム等の導入・改修・入替が必要になることがあります。
- ※ 帳簿・請求書等(領収書・レシートを含む)を税率ごとに区分して記載することが必要となります。 (免税事業者であっても、区分記載請求書の交付を求められることがあります。)

■ 「経過措置」の適用(旧税率8%)についての確認 ⇨ 要件となる契約書のチェックなど

2019年9月30日迄に締結した契約に基づき行われる資産の譲渡や課税仕入れであっても、10月1日以後に行われるものは、『経過措置』が適用されるものを除き、新税率10%が適用されます。 ※ 経過措置が適用される取引は、必ず経過措置を適用する。

「経過措置」は  
田中会計ニュース  
8月号に掲載

★ News 2019年度・地域別「最低賃金」引上げ

2019年度の地域別最低賃金は、中央最低賃金審議会の目安を27円引上げ時給901円とする方針をもとに、各都道府県で決定され、10月から改定(日には都道府県毎)されます

政府の「より早期に全国平均で時間額1,000円を」という目標に沿って引上げ額は過去最大となり、東京都と神奈川県は初めて1,000円を超えますが、中小企業の経営、地域経済に及ぼす影響が懸念されています。



〒462-0844 名古屋市北区清水2-19-9  
田中会計事務所 税理士 田中 育雄  
TEL 052-915-8902 FAX 052-911-8259  
<http://www.tanakaaccountingfirm.jp/>

<2019年度最低賃金・時間給(円)>抜粋

都道府県名	現行	引上げ	改定額
東京	985	28	1,013
神奈川	983	28	1,011
大阪	936	28	964
愛知	898	28	926
埼玉	898	28	926
静岡	858	27	885
三重	846	27	873
岐阜	825	26	851
鹿児島	761	29	790